

地域貢献等に対する譲渡交渉先との協議状況と県の考え方

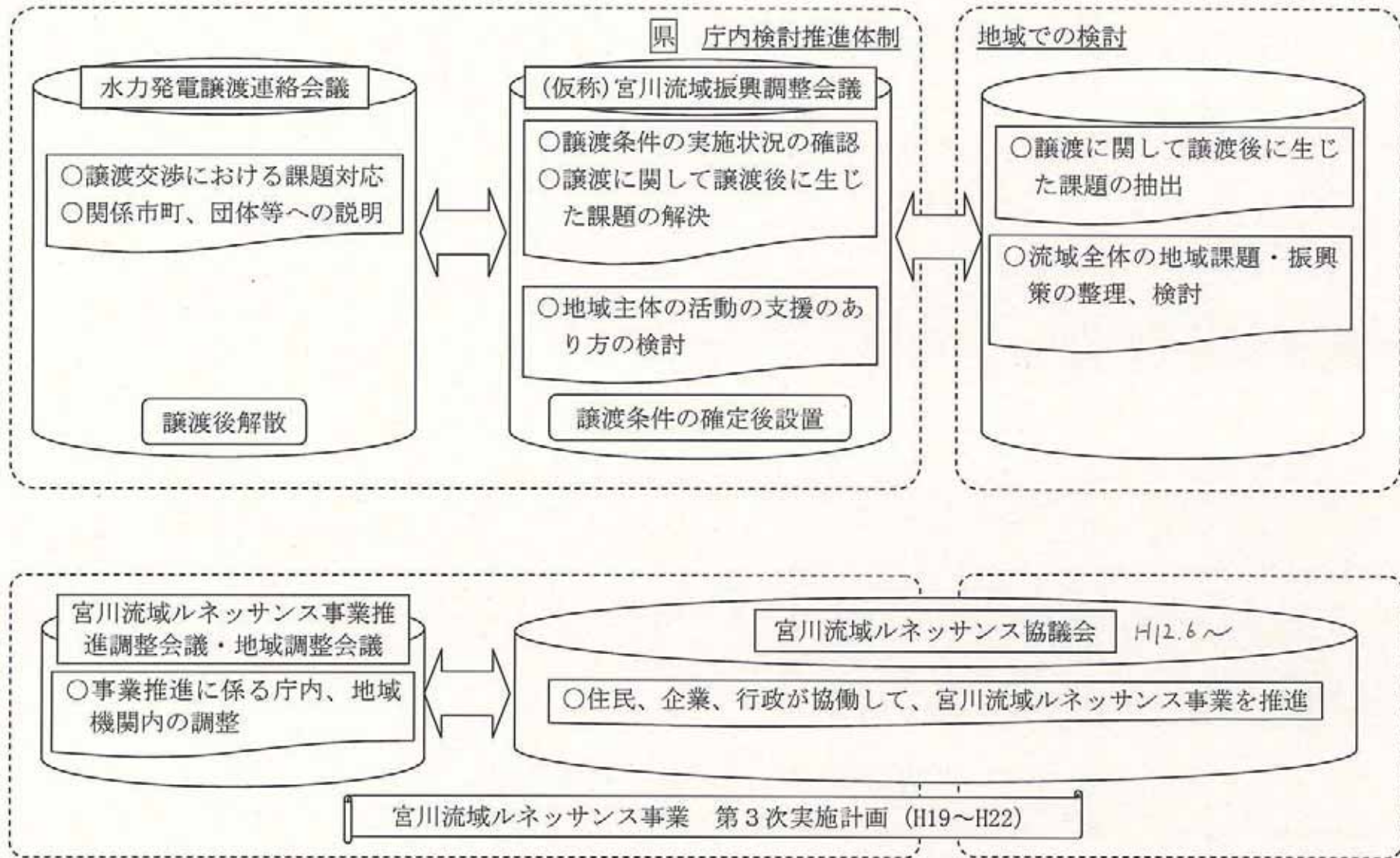
項目	企業庁の取組内容	協議状況	県の考え方
1 宮川の流量回復	流域環境の保全のため、宮川ルネッサンス事業が取り組む宮川の流量回復に対して、県機関の一員として協力しており、宮川ダムから河川維持放流量（毎秒0.37m <sup>3</sup> ）に加えて、発電用貯留水から毎秒0.13m <sup>3</sup> を上乗せして放流しています。	○流量回復については、宮川ルネッサンス事業の趣旨を説明し、現在の毎秒0.5m <sup>3</sup> を継続することを要請しています。 ○また、流域関係者からの流量回復への要望が強いことを説明していますが、今後の流量回復について県の考え方を示す必要があります。	○別紙のとおり
2 治水機能の確保	①宮川ダムにおける事前放流等 宮川ダムでは、台風や集中豪雨等により多量の降雨が予想され、治水上必要と判断される場合には、発電容量を弾力的に運用して洪水調整機能を向上させるため事前放流を平成17年度より行うこととし、県土整備部と覚書を交わしています。 また、三瀬谷ダムでは、降雨が予測される場合や宮川ダム放流が行われる場合は、事前に発電放流を行ってダム水位を下げ、ダム流入量の増加に対応する容量を確保する運用を行っています。	○宮川ダムにおける事前放流については、平成17年に約定された覚書などが継承されるよう協議を進めています。 ○出水時等の三瀬谷ダムの運用について継承されるよう協議を進めています。	○宮川ダムにおける事前放流について、覚書の内容を引継いでいきます。 ○出水時等の三瀬谷ダムの運用について引継いでいきます。
	②宮川ダムから三浦湾への緊急放流 宮川ダムから三浦湾への緊急放流については、昭和56年の漁協との申し合わせ書により、その都度打ち合わせる事となっていますが、実際の運用方法等については定められていない状況です。	○地域要望として説明しているところです。	○災害時などの緊急時に三浦湾に放流することについて、関係者との協議を行っていきます。
	③宮川本川及び支流の川床及びダム湖の堆積土砂の浚渫 三瀬谷ダム湖内について、砂利採取制度を活用した堆積土砂の撤去に取り組んでいます。	○企業庁の取組について説明をしています。	○三瀬谷ダム湖内の土砂撤去についての取組を引継いでいきます。  ■宮川本川及び支流における取組 宮川上流部での堆積土砂については緊急に撤去すべき区間において土砂撤去を進めるとともに、砂利採取組合による採取を特例的に認めることで治水安全度の向上に努めています。 また平成19年度から、緊急河川改修事業を県民しあわせプランの重点事業として位置づけており、4年計画で重点的に土砂撤去を進めていきます。
3 かんがい補給	三瀬谷ダム 三瀬谷ダムの設置目的として農業用水の確保は含まれていませんが、渇水時には、ダムに貯留した水を農業用水の必要量に合わせて発電放流し、下流の農業用水の安定的な取水を可能にしています。	○かんがい用水については、宮川ダム建設時や三瀬谷ダム建設時に締結された協定などが継承されるよう協議を進めています。 ○なお、宮川ダムの不特定かんがい容量750万トンからの補給でも不足する場合は、国土交通省が主催する宮川渇水調整協議会によって、互譲の精神に基づき、公平公正な調整が行われることについて、説明を行っています。	○かんがい補給に関して、企業庁の取組内容を引継いでいきます。 ○このため、宮川ダム建設時や三瀬谷ダム建設時に締結された協定、及び、宮川渇水調整協議会の調整などに基づくダムや発電の運用について説明を進めていきます。
	宮川ダム 宮川ダムには、灌漑用水として年間750万立方メートルが確保されていますが、渇水年には不足することがある。平成17年度の渇水では、河川管理者による渇水調整を経て、発電用貯留水約500万立方メートルを融通することで下流の渇水被害を軽減しました。平成19年度も同様に約750万立方メートルを融通しています。		
4 三瀬谷ダムの工業用水	三瀬谷ダムは、中南勢開発事業において、電気事業及び工業用水道事業に供するために建設されましたが、南伊勢工業用水道事業については事業が開始されていないことから、ダム管理費用は電気事業が負担しています。	○南伊勢工業用水道については、事業を廃止する方針を示し、発電100%（建設改良費、管理費を発電が全額負担）のダムとした上で譲渡する旨を協議しているところです。	○南伊勢工業用水道事業を廃止し、三瀬谷ダムを発電100%（建設改良費、管理費を発電が全額負担）のダムとした上で譲渡します。 ○このため、事業廃止について、中南勢工業用水建設促進協議会の理解を得ていきます。また、工業用水の需要が発生した場合の代替水源について、市町と連携し、連ダムの未利用水や地下水の活用、南勢志摩水道用水供給事業による給水等も含めて検討を行います。

項目	企業庁の取組内容	協議状況	県の考え方
5 森林環境の 保全	平成13年度から森林環境創造事業として宮川ダム上流部等の森林を整備する事業を実施しており、水源林の恩恵を受ける電気事業としても費用の一部を負担し協力しています。 (企業庁の19年度実績額：約26百万円)	○森林環境創造事業についての説明を行っていますが、民間の発電事業者の負担方法などの課題整理が必要となっています。	○宮川ダム上流部等の森林環境創造事業について、企業庁の取組内容を引継いでいきます。 ○このため、負担方法など必要な課題解決を進めていきます。
6 魚道の 整備	滝原えん堤には、昭和29年の建設当時に魚道が整備されています。 しかしながら、魚道の有効性について疑問があるとして、魚道改修の要望があります。	○地域要望として説明しているところです。	○魚道の有効性について確認を行うため、本年度の鮎遡上期において、遡上調査及び構造調査を実施しています。 ○調査結果により、有効性に問題がある場合は、対応策を講じていきます。
	三瀬谷ダム  三瀬谷ダム建設時の覚書により、稚鮎放流経費を電気事業が負担しています。 平成19年度実績額：約14百万円  各魚種の生態系回復のため、三瀬谷ダムでの魚道整備の要望があります。	○稚鮎放流に対する経費負担について、三瀬谷ダム建設時に締結された覚書が継承されるよう協議を進めています。	○三瀬谷ダム（堤高39m）については、河川安全面の問題や建設費用の課題等から、魚道設置は困難です。 ○稚鮎放流に対する経費負担について、企業庁の取組内容を引継いでいきます。
7 三浦湾漁場環境の 保全（濁水調整）	主力発電所である宮川第一、第二発電所については、放水先である三浦湾の漁業関係者の同意なしでは運用が困難であり、濁水時は発電を停止するなど漁場環境保全のため、きめ細かな対応を行っています。	○過去の濁水による発電停止実績、協定に基づく漁協との関係などについて、詳細を説明しています。	○宮川第一、第二発電所の濁水調整に関して、企業庁の取組内容を引継いでいきます。
8 三瀬谷ダムの流木 除去	三瀬谷ダムでは、出水時に多くの流木等が漂着するため、これを引揚げた上で適切に処理をしています。 ・平成19年度実績額：約13百万円 (流木の量は1,076m <sup>3</sup> )	○三瀬谷ダムの流木除去については、企業庁の取組内容が継承されるよう協議を進めています。	○三瀬谷ダムの流木除去について、企業庁の取組内容を引継いでいきます。
9 三瀬谷ダム・ 宮川ダム 関連施設	三瀬谷ダム湖の漕艇場  県内唯一の公認漕艇場として、各種ボート大会、地元高校等のクラブ活動等に活用されています。	○三瀬谷ダムの湖面使用について、平成18年に締結された協定書などが継承されるよう協議を進めています。	○三瀬谷ダムの湖面使用について、協定書の内容を引継いでいきます。
	三瀬谷ダム湖のレクリエーション施設  「始神さくら広場」、辰神森林公園の用地	○譲渡する企業庁用地の範囲について協議を行っています。	○地元自治体等が利用している企業庁用地は、水力発電事業には直接必要なものではないため、譲渡資産から除外し、事業譲渡後も、引き続き使用できるよう、適切な処分が行える方向で検討していきます。
	三瀬谷ダム堰堤の自動車通行	○三瀬谷ダム堰堤の自動車通行について、継承されるよう協議を進めています。	○三瀬谷ダム堰堤上が、引き続き、自動車通行が可能な地域住民の生活道路として利用できるよう、引継いでいきます。
	震災対策用施設	○非常用浄水器等の防災設備が引き続き利用できるよう、課題の整理を行っています。	○非常用浄水器等の防災設備について、地域住民が継続的に利用できるようにします。 ○このため、関係者との協議を進めていきます。
		宮川第二、三瀬谷、青蓮寺、蓮、比奈知発電所の5発電所には、地域住民の自主防災組織の向上を図るため、非常用浄水器等を設置しています。	

地域貢献等への対応について

項目		譲渡にあたっての対応	譲渡以降も対応すべき課題とその対応
1	宮川の流量回復	宮川ダムからの0.5トンの常時放流が継続されことを条件とします。 粟生頭首工直下3トンの実現が可能かどうか検討します。	更なる流量回復に向けた流域関係者の合意形成に向け協力していきます。(資料3-1~6)
2	治水機能の確保	①宮川ダムにおける事前放流等	現在の覚書や運用が引き継がれることを条件とします。(資料2-4)
		②宮川ダムから三浦湾への緊急放流	緊急放流することについて、関係者と協議します。(資料2-5)
		③宮川本川及び支流の川床及びダム湖の堆積土砂の浚渫	三瀬谷ダム湖については、現在の取組が引き継がれることを条件とします。
3	かんがい補給	三瀬谷ダム	現在の協定や運用が引き継がれることを条件とします。
		宮川ダム	
4	三瀬谷ダムの工業用水	南伊勢工業用水道を廃止し、三瀬谷ダムは発電専用ダムとします。	中南勢地域の企業誘致、産業振興について、関係市町と連携して取り組んでいきます。(資料4)
5	森林環境の保全	発電事業者の負担により、森林環境創造事業を継続していきます。	
6	魚道の整備	滝原えん堤	魚道の有効性の調査・確認を行っており、専門家や漁業関係者等の意見も踏まえ、必要な対応を行なったうえで譲渡します。(資料2-6)
		三瀬谷ダム	魚道設置は困難です。稚鮎放流に対する経費負担が継続されることを条件とします。
7	三浦湾漁場環境の保全(濁水調整)	現在の協定や運用が引き継がれることを条件とします。 (※関係漁協への主な漁業補償と漁業権は、資料2-7)	
8	三瀬谷ダムの流木除去	現在の取組内容が引き継がれることを条件とします。	
9	三瀬谷ダム・宮川ダム関連施設	三瀬谷ダム湖の滑り場	現在と同様の利用ができることを条件とします。
		三瀬谷ダム周辺のレクリエーション施設	地元自治体等が利用している企業庁用地は、水力発電事業には直接必要なものではないため、譲渡資産から除外し、事業譲渡後も、引き続き使用できるよう、適切な処分が行える方向で検討していきます。
		「結神さくら広場」、「結神緑地公園」の用地	
		三瀬谷ダム湖堤の自動排水	現在と同様の利用ができることを条件とします。
	震災対策用施設	非常用浄水器等の防災設備が引き続き利用できるように条件とします。	
大杉谷水没地域特別対策要綱 5.2.7.5		要綱の策定後 50 年以上を経過した今日、当時とは社会経済情勢も大きく変化しており、今後どうしていくか、大台町とも協議を進めているところであり、一定の整理を行います。	

水力発電事業の民間譲渡と地域との連携・調整・推進体制について（案）



## 1. 宮川ダム の 管理 について、河川 管理者 として の 県 の 考 え 方

### (1) 宮川ダム の 役 割

#### ○洪水調節

宮川ダムでは、ダムに流れ込んでくる洪水の量が毎秒 600 トン (\*<sup>1</sup>無害流量) を超えると洪水調節を開始し、大台町から伊勢市までの水害軽減を図ります。

\* 1…無害流量とは、ダムが放流しても下流に被害がない水量を言います。

#### ○農業用水

宮川ダムでは、宮川用水に対して、かんがい期間中(4月11日から9月10日)に最大750万 m<sup>3</sup> を上限として供給できることが定められています。

#### ○利水(発電)

宮川ダムでは、宮川ダムに貯留された水は、最大24 m<sup>3</sup>/s 水力発電所に供給されます。また、常時0.5 m<sup>3</sup>/s の河川維持の放流を行っており、この水も維持放流発電設備により、従属発電を行い有効利用されています。

### (2) 宮川ダム の 管理 について、河川 管理者 として の 県 の 考 え 方

宮川ダムは、昭和32年に「洪水調節」、「不特定かんがい用水の供給」、「発電」を目的に建設された多目的ダムで、同年6月に河川管理者と電気事業者の間で締結された「\*<sup>2</sup>宮川ダムの管理に関する協定書」において、ダムの管理は河川管理者である知事が行うことが規定されています。

例えば、国土交通省直轄の\*<sup>3</sup>特定多目的ダムでは、管理の一元化と洪水調節を優先的に位置付け、ダムの管理は、国(河川管理者)が一元的に行っています。

宮川ダムの上流域は、年間平均降雨量3,400ミリメートル(日本の平均降雨量の約2倍)を記録する多雨地帯の大台ヶ原に発することから、大台町から伊勢市までの下流域の洪水被害の軽減のため、宮川ダムの果たす役割は極めて重要であり、且つ、洪水調節時にはダム操作規則に基づき、的確なダムのゲート操作が必要となります。

このため、宮川ダムの管理については、県民の生命・財産の保全を優先し、これまでと同様に河川管理の責任を有する県(河川管理者)が、共同事業者である電気事業者と適切に連携を図りながら、一元的に管理を行うことが必要であると考えています。

\* 2…昭和32年6月14日付けで「河川管理者である三重県知事」と「電気事業者である三重県知事」の間で締結された協定書

\* 3 : 昭和32年に制定された「特定多目的ダム法」に基づき建設された国土交通省管理の多目的ダムで、三重県内では一級河川櫛田川上流に設置されている蓮ダムが該当します。

## 2. 宮川ダムの貯水位管理について

宮川ダムでは「ダム操作規則」に基づき、洪水時に洪水調節を行うための容量が設けられています。

そのため、ダムの貯水位管理は、洪水期には制限水位と呼ばれる水位を設け、洪水調節容量を大きくとることとし、冬場など非洪水期は常時満水位を基準に管理しています。

なお、洪水調節を行う容量は、上記の<sup>※1</sup>制限水位又は常時満水位から、サーチャージ水位(EL. 283.0m)までです。

※1

10/1~10/15	制限水位 EL. 278.0m	容量 1050 万 m <sup>3</sup>	サーチャージ水位との水位差 5.0m
8/21~9/30	制限水位 EL. 276.0m	容量 1450 万 m <sup>3</sup>	サーチャージ水位との水位差 7.0m
7/21~8/20	制限水位 EL. 270.0m	容量 2450 万 m <sup>3</sup>	サーチャージ水位との水位差 13.0m
その他期間	常時満水位 EL. 280.0m	容量 650 万 m <sup>3</sup>	サーチャージ水位との水位差 3.0m

※サーチャージ水位…洪水時、一時的に貯水池に貯めることが出来る最高の水位。この水位を超えないように洪水調節がされる。

※常時満水位…ダムの目的の一つである利水目的(農業用水、発電)に使用するために、貯水池に貯めることが出来る最高水位。貯水池の水位は、濁水と洪水の時期以外は常時この水位に保たれる。

※制限水位…洪水期に洪水調節のための容量を大きくとるために、常時満水位よりも下に設定される水位。

※また、台風などの洪水時に洪水を調節するための容量を確保するための操作として事前放流がある。

### ・事前放流(県・企業庁間で協定締結)

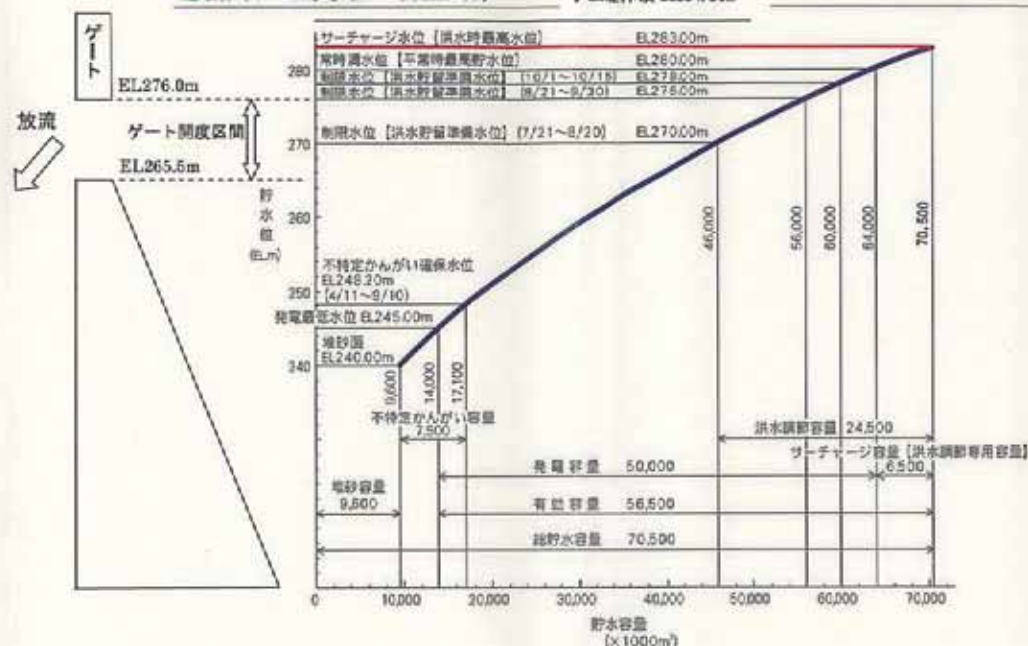
台風や前線の影響等により宮川ダム流域内の総雨量が150ミリを超えると予測されるとき、発電容量の一部を事前に放流することにより、洪水調節のための容量を増加し、洪水を貯めるためのポケットを大きくすることで、洪水調節機能の強化が図れます。

※事前放流で確保する容量 EL. 265.5m~EL. 270.0m (最大約700万m<sup>3</sup>)

<参考>

## 宮川ダム貯水位 容量曲線

ダム堤体頂 EL.284.50m



## 宮川ダム制限水位



## 宮川ダムの事前放流に関する覚書

宮川ダムにおける事前放流について、三重県（以下「甲」という。）と三重県企業庁（以下「乙」という。）は、下記のとおり確認する。

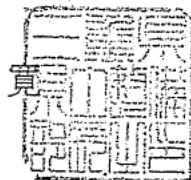
### 記

1. 台風や集中豪雨等により多量の降雨が予想され、甲が洪水調節を行う上で治水上必要と判断する場合には、甲は洪水調節容量の確保のために、事前放流により貯水位を下げる事が出来るものとする。
2. 甲は、利水への影響に留意して、事前放流を行うものとする。
3. この覚書は宮川ダム操作規則（昭和38年7月1日付）を変更するまでの間、適用するものとする。
4. 事前放流の運用の詳細については、別途定めるものとする。
5. この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議の上、決定するものとする。

平成17年7月 1日

甲 三重県

県土整備部長 長谷川 寛



乙 三重県企業庁

庁 長 井藤 久 志



## 宮川ダムの事前放流に関する覚書

宮川ダムにおける事前放流について、三重県（以下「甲」という。）と三重県企業庁（以下「乙」という。）は、下記のとおり確認する。

### 記

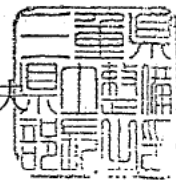
1. 台風や集中豪雨等により多量の降雨が予想され、甲が洪水調節を行う上で治水上必要と判断する場合には、甲は洪水調節容量の確保のために、事前放流により貯水位を下げる事が出来るものとする。
2. 甲は、利水への影響に留意して、事前放流を行うものとする。
3. 事前放流の運用の詳細については、別途定めるものとする。
4. この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議の上、決定するものとする。

平成19年2月5日

甲 三重県

県土整備部長

植 田 十志夫



乙 三重県企業庁

庁 長

井 藤 久 志





## 非常災害時等の緊急時における三浦湾への放流について

### 1 三浦漁協等との濁水調整に関する協定について

<昭和56年8月6日 協定書(三浦漁協)>

第4条 甲(企業庁)は、台風又は非常災害時等緊急止むを得ない場合を除き、放水濁度がおおむね20度を越える場合は濁度に応じ、誠意をもって発電時間を調整する。

※同内容の協定書等を道瀬漁協、海野漁協と締結している。

<昭和56年8月6日 申し合せ書(三浦漁協)>

- 1 宮川貯水池に濁水現象が発生し、放水濁度がおおむね20度を超える場合は、濁度に応じ甲、乙話し合いのうえ発電を行うが、海域状況によっては、濁度16度～20度の場合においても発電時間を調整する。
- 2 甲(企業庁)は、台風、非常災害時、又は発電所作業等の緊急時において発電する必要があるが、この場合、甲、乙打合せするものとする。

### 2 宮川ダム濁水発生時の宮川第一・第二発電所の発電運用

濁水発生時の発電運用は上記協定書等により、発電取水口(宮川ダム)の濁度が約20度に達した段階で発電停止し、発電再開時も発電放水口(三浦湾)の濁度が約16度に低下するまでは、試運転として三浦漁協と協議のうえ発電時間を調整している。

非常災害時等の緊急時の濁水放流については、協定書上は除かれることから放水も可能であるが、実運用としては実施していない。

### 3 今後の方針

緊急時の濁水放流は、協定書や申し合せ書によれば可能であるが、緊急時の定義や運用ルール等が定められていないことから、この協定のみで緊急時の運用を行うことは困難である。

したがって、

- 「台風又は非常災害時等緊急止むを得ない場合」の定義  
(例えば、「宮川ダムただし書き放流時」、「宮川ダム地点で計画洪水量を超えると予想される時」等)
- 宮川ダム及び発電の運用ルール

等を明確にする必要があり、今後これらの事項について関係者と協議を行い、非常災害時における濁水放流の実運用方法を定めていきたい。

これとともに、緊急時の濁水放流について、三浦漁協等の漁業関係者や譲渡交渉先とも協議し、理解を求めていきたい。

## 滝原堰堤等の魚道の調査について

### 1 調査内容

滝原堰堤及び逆調整池の魚道について、遡上調査、構造調査を実施する。

#### (1) 遡上調査

各魚道6日間程度の遡上数調査と生体調査（体長、体重測定等）を行う。

#### (2) 構造調査

遡上結果や専門家による現地調査等により、漁業関係者等の意見も参考にしながら構造面での有効性について検証する。

<助言を求める予定の専門家>

- ・岐阜大学名誉教授 河村三郎（魚道研究会顧問）
- ・水産大学准教授 浜野龍夫
- ・河川生物調査事務所代表 高橋勇夫（潜水調査を予定）

### 2 調査状況

#### ○長ヶ逆調整池

- ・遡上数量調査（調査時間：各日8時～17時の間、1時間おきに計5時間確認）

1回目		2回目	
5月13日	8,723尾	6月4日	245尾
5月16日	36,769尾	6月5日	(雨天2時間)60尾
5月21日	13,932尾	6月10日	9,229尾
合計	59,424尾	合計	9,534尾

- ・生体調査（捕獲数約54尾）

体長：11～13cm 重さ：7～11g程度

#### ○滝原堰堤

- ・遡上数量調査（調査時間：各日8時～17時の間、1時間おきに計5時間確認）

1回目		2回目	
5月28日	1,086尾	—	未定
—	次回未定	—	未定
合計	1,086尾	合計	

- ・生体調査 データ集計中

### 3 今後の調査と対応

遡上調査を継続するとともに専門家による現地調査等を実施し、この調査結果を基に魚道の有効性について検証を行っていく。

魚道の有効性に問題がある場合は、専門家や地域漁業関係者の意見を参考にしながら必要な対応を行う。

## 水力発電事業関係漁協への主な漁業補償と漁業権

### 1 宮川上流漁業協同組合

	締結日	主な内容	補償額 (千円)
主な 漁業補償	S42.3.20	三瀬谷発電所建設に伴う漁業被害補償	88,600
	S42.5.26	稚鮎放流経費の差額補償	毎年50万匹
漁業権	免許番号	三重内共17号 (平成16年1月1日)	
	存続期間	平成16年1月1日～平成25年12月31日	
	漁業種類	あゆ、あめご、にじます、おいかわ、こい、ふな、うなぎ	

### 2 宮川漁業協同組合

	締結日	主な内容	補償額 (千円)
主な 漁業補償	S42.2.2	三瀬谷発電所・堰堤建設に伴う漁業損失補償	17,500
	S43.8.29	三瀬谷ダム建設に伴う水質変化及び汚濁による漁業被害補償	3,200
漁業権	免許番号	三重内共16号 (平成16年1月1日)	
	存続期間	平成16年1月1日～平成25年12月31日	
	漁業種類	あゆ、あめご、おいかわ、うなぎ、こい	

### 3 大内山川漁業協同組合

	締結日	主な内容	補償額 (千円)
主な 漁業補償	S34.10.29	長発電所滝原堰堤建設に伴う漁業損失補償	13,400
	S42.1.23	三瀬谷発電所建設に伴う漁業損失補償	20,500
漁業権	免許番号	三重内共18号 (平成16年1月1日)	
	存続期間	平成16年1月1日～平成25年12月31日	
	漁業種類	あゆ、あめご、うなぎ	

### 4 三浦漁業協同組合

	締結日	主な内容	補償額 (千円)
主な 漁業補償	S32.12.14	発電放水による漁業損失補償	39,337
	S56.8.6※	発電放水に関し漁業振興対策事業への助成 放水濁度20度を越える場合の発電調整	152,500
漁業権	免許番号	三重共第131号 (平成15年9月1日)	
	存続期間	平成15年9月1日～平成25年8月31日	
	漁業種類	あわび、かき、さざえ、とこぶし、にしきうず、あまのり、あらめ、てんぐさ、ひじき、ひろめ、ふのり、いせえび、うに、たこ、なまこ、建網、打網、小型定置、つぼ網	

※S56.8.6の協定により桂城湾での濁水に係る諸問題は解決

### 5 道瀬漁業協同組合

	締結日	主な内容	補償額 (千円)
主な 漁業補償	S36. 4. 3	発電放水による漁業被害補償	23,500
	S54. 8. 27 ※	発電放水に関し漁業振興対策事業への助成 放水濁度20度を越える場合の発電調整	50,000
漁業権	免許番号	三重共第130号 (平成15年9月1日)	
	存続期間	平成15年9月1日～平成25年8月31日	
	漁業種類	あわび、さざえ、真珠、とこぶし、あらめ、てんぐさ、ひじき、 ひろめ、ふのり、いせえび、たこ、なまこ、建網、小型定置、 つぼ網、かご漁	

※S54. 8. 27の協定により桂城湾での濁水に係る諸問題は解決

### 6 海野漁業協同組合

	締結日	主な内容	補償額 (千円)
主な 漁業補償	S32.	発電放水による漁業損失補償	43,699
	S55. 1. 16 ※	発電放水に関し漁業振興対策事業への助成 放水濁度20度を越える場合の発電調整	50,000
漁業権	免許番号	三重共第129号 (平成15年9月1日)	
	存続期間	平成15年9月1日～平成25年8月31日	
	漁業種類	あわび、かき、さざえ、とこぶし、にしきうず、あまのり、あ らめ、すぎのり、てんぐさ、ひじき、ひろめ、ふのり、いせえ び、うに、たこ、なまこ、建網、打網、小型定置、つぼ網、か ご漁	

※S55. 1. 16の協定により桂城湾での濁水に係る諸問題は解決

※ なお、三浦漁業協同組合、道瀬漁業協同組合、海野漁業協同組合には、下記の共同漁業権がある。

免許番号：三重共第132号

存続期間：平成15年9月1日～平成25年8月31日

漁業種類：あわび、さざえ、とこぶし、にしきうず、あまのり、あらめ、  
てんぐさ、ひじき、ひろめ、ふのり、いせえび、たこ、建網